



長崎県公報

目 次

- ◎ 告 示 所管課(室)名
 ・長崎県知事管理漁獲可能量の変更 漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第172号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和3年長崎県告示第427号）の一部を次のとおり変更し、令和4年3月14日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>833.800トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>181.700トン</u> 【するめいか】 現行水準	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>827.700トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>177.900トン</u> 【するめいか】 現行水準
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>43.312トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>777.448トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>50.128トン</u> 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 <u>126.762トン</u> 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>43.212トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>771.448トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>48.628トン</u> 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 <u>126.762トン</u> 【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所